

○国土交通省令第 号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第十二条第二項の規定に基づき、船舶設備規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年 月 日

国土交通大臣 太田 昭宏

船舶設備規程等の一部を改正する省令

（船舶設備規程の一部改正）

第一条 船舶設備規程（昭和九年逡信省令第六号）の一部を次のように改正する。

第四百四十六条の二十四の見出しを「（衛星航法装置）」に改め、同条中「又は無線航法装置」を削る。

第二条 （略）

（小型船舶安全規則の一部改正）

第三条 小型船舶安全規則（昭和四十九年運輸省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第八十四条の四の見出しを「(衛星航法装置)」に改め、同条中「又は無線航法装置」を削る。
附 則

この省令は、平成二十七年二月一日から施行する。